

沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場
被覆施設移設工事

発注仕様書

令和5年4月

沖縄県環境整備センター株式会社

目 次

第1章 総 則	1
第1節 本書の位置づけ	1
第2節 工事概要	1
1. 工事の目的	1
2. 工事名	1
3. 建設場所	1
4. 施設規模	1
5. 工期	1
6. 事業範囲	2
7. 関連業務	2
第3節 施設の基本的事項	2
2. 立地条件	4
第4節 公害防止基準	4
1. 大気汚染に関する基準	4
2. 排水に関する基準	5
3. 騒音に関する基準	5
4. 振動に関する基準	5
5. 悪臭に関する基準	5
第5節 関係法令等の遵守	5
1. 関係法令等	5
2. 基準・指針等	6
3. 各種参考図書等	6
第6節 事故処理	7
第7節 廃棄物搬入車両との調整	7
第8節 新型コロナウイルス感染対策	7
第2章 設計・施工に関する要件	8
第1節 基本的事項	8
1. 実施設計図書	8
2. 適用範囲	8
3. 設計に関する基本的事項	8
4. 施工に関する基本的事項	8

5.	疑義	9
6.	協議・承諾・指示	9
7.	使用材料・機器	9
8.	海外調達の材料・機器	10
9.	検査及び試験	10
10.	経費の負担	11
11.	環境配慮	11
第2節	現場代理人及び監理技術者等	12
第3節	設計責任者等の配置	12
第4節	事前調査	12
第5節	設計・施工監理業務	12
第6節	工事費内訳書の作成	12
第7節	試運転及び運転指導	13
1.	試運転	13
2.	運転指導	13
第8節	引き渡し	13
第9節	設計図書等不適合の場合	13
1.	基本事項	13
2.	実施設計図書の契約不適合責任	14
3.	工事目的物の契約不適合責任	15
4.	工事目的物の契約不適合判断基準	15
5.	契約不適合検査	15
第10節	提出図書	16
1.	設計着手前提出書類	16
2.	業務計画書等	16
3.	実施設計図書	16
4.	工事着工前提出書類	17
5.	施工計画書	17
6.	工事提出図書	17
7.	竣工図書等	18
8.	工事写真	19
第11節	設計に関する事項	19
第12節	施工に関する事項	20
1.	許認可申請	20
2.	施工	20

3. 特許権等	22
4. 各種試験等	22
第 13 節 予備品、消耗品及び工具等 -----	22
1. 予備品	22
2. 消耗品	22
3. 標準工具類	23
第 14 節 各種工事 -----	23
1. 準備工事	23
2. 被覆施設移設工事	24
3. 第 1 埋立地仮設キャッピング工事	29
4. アスファルト舗装復旧工事	30
5. その他必要となる工事	30

第1章 総 則

第1節 本書の位置づけ

本発注仕様書は、沖縄県環境整備センター株式会社（以下「本センター」という。）が所有し、稼働中の産業廃棄物最終処分場の被覆施設を移設するために発注する「沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設移設工事（以下、「本工事」という。）」の設計・施工に関し、本センターが受注者に要求する性能・水準を示すものである。

本発注仕様書は、本工事の基本的な内容について定めるものであり、本発注仕様書に明記されていない事項については、受注者の提案によるものとするが、設計条件の相違等の取り扱いについては、本発注仕様書第2章第1節6.協議・承諾・指示に記載する。

第2節 工事概要

1. 工事の目的

本工事は、本センターが現在産業廃棄物等の受入・埋立処分を行っている沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場（以下、「本施設」という。）の第1埋立地に設置されている被覆施設を、第3埋立地に移設する工事の設計・施工を行うものである。

2. 工事名

沖縄県公共関与産業廃棄物最終処分場被覆施設移設工事

3. 建設場所

沖縄県名護市字安和 2045 番地 1 沖縄県環境整備センター(株)

4. 施設規模

埋立容量：90,000m³

埋立面積：3,400m²×4 槽＝13,600m²

5. 工期

契約締結日の翌日から令和6年2月28日までとする。

なお、廃棄物受入停止期間は令和5年11月30日までとする。

6. 事業範囲

(1) 実施設計

(2) 建設工事

1) 準備工事

- ア アスファルト舗装撤去工事
- イ その他準備工事

2) 被覆施設移設工事

- ア 準備・仮設工事
- イ 被覆施設移設工事
- ウ 散水設備移設工事
- エ 建築機械設備・消火設備移設工事
- オ 電気設備移設工事
- カ その他工事

3) 第1埋立地仮設キャッピング工事

- ア 準備・仮設工事
- イ 第1埋立地仮設キャッピング工事

4) アスファルト舗装復旧工事

5) その他必要となる工事

- ア 浸出水集水ピット切替工事
- イ その他必要となる工事

7. 関連業務

本工事の関連業務として、建築確認申請等各種関係法令、条例等に基づく許認可申請等、被覆施設移設工事に係る必要書類等の作成・支援を行う。

第3節 施設の基本的事項

(1) 埋立地の条件

最終処分場形式	被覆型最終処分場
埋立構造	準好気性埋立構造
埋立方式	サンドイッチ方式

(2) 主要施設

1) 貯留構造物

- 逆T擁壁型鉄筋コンクリート構造
- 側壁構造 1槽 85.0m×40.0m×7.0m 4 槽

下部壁厚 $t=0.9\text{m}$ $h=3.5\text{m}$

上部壁厚 $t=0.5\text{m}$ $h=3.5\text{m}$

擁壁底版構造 $L=5.0\text{m}$ $t=0.9\text{m}$

中央底版構造 鉄筋コンクリート構造

底版厚 $t=0.3\text{m}$

2) 被覆施設

面積 $85.8\text{m} \times 44.5\text{m} = 3,818.1\text{m}^2$ 3回撤去移設

壁軒高 $h=4.447\text{m}$ 屋根天端高 $h=7.785\text{m}$

骨組 壁 鉄骨構造

屋根 鉄骨トラス構造

壁面・屋根 (膜構造)

設計時の移設方法 解体・移築方式

(付帯工)

主出入口 幅 5.0m × 高さ 3.6m シャッター付

マンドアー 幅 0.9m × 高さ 2.0m 鋼製扉付

吸気ダクト $850\text{mm} \times 850\text{mm}$ 両壁 9ヶ所 計18ヶ所

ルーフダクト 径 $\phi 1.050\text{m}$ 機種UAF-105NE 39ヶ所

3) 遮水工

(埋立地底版部)

自己修復マット HDPE 張ベントナイトシート $t=6.0\text{mm}$ 以上

遮水シート(2層)高密度ポリエチレンシート(HDPE) $=1.5\text{mm}$

保護マット(2層)短繊維不織布(目付量 $1,200\text{g}/\text{m}^2$) $t=10\text{mm}$

漏水検知システム DOS 工法 電氣的遮水診断システム(計装設備含む)

電極間隔 8.0m 前後間隔

保護土 良質土セメント改良土 $t=400\text{mm} \sim 300\text{mm}$ 、保護砂 $t=200\text{mm}$

(埋立地側壁部)

遮水シート 表面白色高密度ポリエチレンシート $t=1.7\text{mm}$

天端角部保護マット 短繊維不織布(目付量 $1,200\text{g}/\text{m}^2$) $t=10\text{mm}$

固定工 天端固定 タッピングビス止め

壁部固定 遮水シートノンプラビス止め、溶着止め

4) 浸出水集排水管設備工

幹線 $\phi 400$ 有孔ダブルポリエチレン管

枝線 $\phi 200$ 有孔ダブルポリエチレン管

浸出水集水ピット 埋立地1 槽に付1ヶ所

集排水管保護材 単粒度碎石 $20\text{mm} \sim 40\text{mm}$

5) 発生ガス対策設備工事

ガス抜き管 φ150 有孔ダブルポリエチレン管

縦型ガス抜き工 ふとん管4枚組合せ、中心φ200 有孔ダブルポリエチレン管

6) 浸出水処理施設

日処理量 11m³/日

浸出水調整槽 110m³、日処理量の10日分

処理方式 カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過＋活性炭吸着
＋キレート処理→場外搬出

汚泥処理方式 濃縮＋貯留＋脱水→埋立地

(3) 埋立廃棄物の比率

本施設に令和3年度末までに搬入された廃棄物の重量ベース割合を以下に示す。

種類別埋立廃棄物の比率（令和4年3月末時点）

廃棄物の種類	比率	廃棄物の種類	比率
がれき類	33.9%	廃プラスチック	3.6%
建設混合廃棄物	32.8%	燃え殻	3.5%
ギロチンダスト	7.9%	廃石綿	2.8%
一般廃棄物（焼却残渣）	5.0%	無機性汚泥	2.3%
鉋さい	4.3%	その他	3.9%

2. 立地条件

(1) 現況地形

添付資料「平面図」

(2) 都市計画事項

1) 用途地域 都市計画区域

2) 建ぺい率 60%

3) 容積率 200%

第4節 公害防止基準

大気、排水、騒音、振動、悪臭について、公害防止関連法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等を遵守した施設・構造とする

1. 大気汚染に関する基準

大気汚染防止法、その他関係法令等を遵守する。

2. 排水に関する基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、水質汚濁防止法、その他関係法令等を遵守する。

3. 騒音に関する基準

騒音規制法、その他関係法令等を遵守する。

4. 振動に関する基準

振動規制法、その他関係法令等を遵守する。

5. 悪臭に関する基準

悪臭防止法、その他関係法令等を遵守する。

第5節 関係法令等の遵守

受注者は、本施設の設計・施工にあたっては、以下に示す関係法令及び条例、基準・指針等を遵守しなければならない。また、参考図書等は、いずれも最新版を適用する。

1. 関係法令等

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令
- (3) 環境基本法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 大気汚染防止法
- (6) 悪臭防止法
- (7) 騒音規則法
- (8) 振動規制法
- (9) 建築基準法
- (10) 労働基準法
- (11) 労働安全衛生法
- (12) 作業環境測定法
- (13) 労働者災害補償保険法
- (14) 建設業法
- (15) 建築士法

- (16) 消防法
- (17) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (18) 国等による環境物品等の調達の推移等に関する法律
- (19) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (20) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (21) 沖縄県条例、規則、細則等（生活環境保全、公害防止、建築等）
- (22) その他関連法令等

2. 基準・指針等

- (1) 廃棄物最終処分場性能指針
- (2) 舗装の構造に関する技術基準・同解説（日本道路協会）
- (3) 舗装設計施工指針（日本道路協会）
- (4) 舗装施工便覧（日本道路協会）
- (5) アスファルト舗装工事共通仕様書解説（日本道路協会）
- (6) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (7) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（一般社団法人 公共建築協会）
- (8) 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（一般社団法人 公共建築協会）
- (9) 公共建築工事標準仕様書 機械設備工事編（一般社団法人 公共建築協会）
- (10) 建築工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）
- (11) 電気設備工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）
- (12) 機械設備工事監理指針（一般社団法人 公共建築協会）
- (13) 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（一般社団法人 建築保全センター）
- (14) 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（一般社団法人 建築保全センター）
- (15) 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（一般社団法人 建築保全センター）
- (16) 建築設備耐震設計・施工指針（一般社団法人 日本建築センター）
- (17) 建築工事標準仕様書（一般社団法人 日本建築学会）
- (18) 内線規程（一般社団法人日本電気協会 需要設備専門部会）
- (19) 営繕工事写真撮影要領（国土交通省）
- (20) 工事写真の撮り方 建築設備編（一般社団法人 公共建築協会編）
- (21) その他基準・指針等

3. 各種参考図書等

下記図書については、必要に応じて参考図書として使用することができる。

- (1) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（全国都市清掃会議）
- (2) 廃棄物最終処分場遮水システムハンドブック（最終処分場技術システム研究協会）

- (3) クローズドシステム処分場技術ハンドブック（最終処分場技術システム研究協会）
- (4) 廃棄物最終処分場遮水工技術・施工管理マニュアル（日本遮水工協会）
- (5) 日本工業規格（JIS）
- (6) 日本農林規格（JAS）
- (7) 日本水道協会規格（JWWA）
- (8) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- (9) 電気規格調査会標準規格（JEC）
- (10) 日本電機工業会標準規格（JEM）
- (11) 日本電線工業会規格（JCS）
- (12) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- (13) 空気調和・衛生工学会規格（SHASE）
- (14) 日本塗料工業会規格（JPMS）
- (15) その他各種図書等

第6節 事故処理

工事において事故が発生した場合は、速やかに日時、場所、原因、状況、被害者氏名、応急措置、その後の対応等について本センターに報告しなければならない。

当該事故が受注者の責任に帰する場合は、その補償等すべて受注者の負担とする。

第7節 廃棄物搬入車両との調整

工事中、本施設は廃棄物の受入を行っているため（被覆施設移設工事時は、廃棄物の受入れを停止する）、廃棄物搬入車両の安全走行を最優先し、工事車両等との事故のないよう十分に留意する。また、施設の運営・維持管理に支障を与えないよう施工方法等には配慮する。

なお、本施設の廃棄物受入時間は9時～12時、13時～16時で、1日の最大搬入車両台数は30台程度である。

第8節 新型コロナウイルス感染対策

受注者は、設計・施工期間中、本工事関係者への新型コロナウイルス感染対策を行う。

第2章 設計・施工に関する要件

第1節 基本的事項

1. 実施設計図書

本施設の設計は、以下の図書に基づいて行う。また、施工にあたっては、受注者が作成する実施設計図書に基づいて行う。

- (1) 発注仕様書
- (2) 国、県等で定められた基準書（最新版）
- (3) その他本センターが指定するもの

2. 適用範囲

- (1) 本発注仕様書は、本施設の基本的内容について定めるものであり、新たに設置する設備・装置及び機器類は、必要な能力と規模を有し、かつ維持管理費の節減に十分配慮したものでなければならない。また、本工事は、発注仕様書及び実施設計図書(以下「設計図書等」という。)に従って施工するが、設計図書等に明示していない事項であっても、工事の性質上必要な設備等、施工上当然必要と思われるものについては、本センターと協議のうえ施工を行う。
- (2) 特許及び実用新案等工業所有権に抵触するものについては、受注者の責任において処理する。なお、本工事に関連して工業所有権等の出願を行う場合は、あらかじめ本センターと協議する。

3. 設計に関する基本的事項

- (1) 廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（全国都市清掃会議、平成 22 年 5 月）（以下「計画・設計・管理要領」という。）に準拠する。
- (2) 本発注仕様書に記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。また、本発注仕様書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために明らかに必要なものについては、受注者の責任において補足・完備されなければならない。
- (3) 受注者は、定期的に設計打合せを開催し、設計内容及び設計の進捗状況を本センターに説明し、本センターの意向等を踏まえた設計となるよう努める。また、受注者は設計打合せの記録簿を作成し、本センターへ提出する。

4. 施工に関する基本的事項

- (1) 作業日は、原則として土曜日、日曜日、祝祭日を除いた日とし、作業時間は、原則

として、午前8時～午後5時までとする。なお、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業等が発生する場合は、事前に本センターと協議し、承諾を得た上で実施する。休日等で工事責任者が不在の場合は、緊急時の連絡体制を確保する。

(2) 本工事が周辺環境に与える影響を極力低減するため、粉じん、濁水、騒音、振動、交通障害等による地域住民との摩擦、トラブル等を防止するよう綿密な工事工程・資材等の運搬計画の検討を行う。

5. 疑義

受注者は、本発注仕様書の内容に対して、疑義のある場合は本センターの指示に従う。また、設計・施工において疑義が生じた場合は本センターと協議し、その指示に従うとともに記録簿を提出する。

6. 協議・承諾・指示

協議・承諾・指示は、以下による。

(1) 協議

以下の理由により、実施設計図書に変更が必要となった場合、受注者は本センターと協議を行い、必要に応じて実施設計図書等の変更を行う。

また、実施設計図書の変更に伴い、工事費の変更が必要となった場合は、設計変更の対象とする。以下に設計変更の対象となるケースを示す。

- ・発注仕様書と建設条件に相違があった場合
- ・各種法令の改定等により工事の変更が必要となった場合
- ・その他発注仕様書に明記のない事項が発生した場合

(2) 承諾

実施設計図書及び発注仕様書に基づく工事内容で、発注仕様書において本センターの承諾を受けることとしているものについては、受注者は本センターの承諾を得て施工しなければならない。

なお、実施設計図書を上回る内容で、受注者からの提案により変更する場合には、本センターの承諾を得た上で変更することができる。ただし、この場合は設計変更の対象としない。

(3) 指示

本センターは、実施設計図書について変更指示を行うことができる。なお、指示内容により工事費の変更が必要となった場合は、設計変更の対象とする。

7. 使用材料・機器

新たに使用する材料及び機器類は、実績(実証試験等を含む)、公的機関の試験成績書等

を十分検討の上選定し、汎用性が高く互換性を有し、耐久性、維持管理性、経済性に優れたものとする。

また、新たに使用する材料・機器については、環境に配慮したものを優先的に使用する。

8. 海外調達の方法・機器

海外調達の材料・機器等を使用する場合は、以下の内容を原則とし、事前に本センターの承諾を受けるものとする。

- (1) 発注仕様書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できる。
- (2) JIS等の国内の諸基準に対して、同等以上である品質証明書を発行できる。
- (3) 立会検査を要する材料・機器等については、国内において本センターが承諾した検査要領書に基づく検査が実施できる。
- (4) 国内に代理店を有する等、施設引渡後の維持管理における交換部品等の調達について、将来的に速やかに対応できる体制を継続的に有する。
- (5) 国内の類似公共施設への納入実績がある。

9. 検査及び試験

設計・施工において、本センターが行う検査または関係法令等で行う検査の際は、受注者は検査に必要となる資料の作成、検査機器の準備、申請手続き等を行う。その際に必要となる経費については、受注者の負担とする。

(1) 設計に関する検査

1) 実施設計完了検査

実施設計完了後、実施設計図書に対して、本センター監督員及び本センターが指定するものによる検査を行う。

(2) 施工に関する検査

1) 材料検査

ア 本センターによる検査

本センターが立会う材料検査を行う場合は、受注者は検査に必要となる資料の作成、検査機器の準備等を行う。また、本センターが指示した材料、機器等については、工場検査を行う。

イ 立会検査及び試験

指定主要材料、機器等の検査及び試験は、本センターの立会いの上行う。検査を受ける必要のあるものについては、本センターと協議する。ただし、本センターが認めた場合には、受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれを代用することができる。

ウ 検査及び試験方法

受注者は検査及び試験に先立ち、検査（試験）要領書を作成し、本センターの承諾を受ける。

エ 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる材料及び機器等については、検査及び試験を省略できる。

2) 施工検査

施工中、本センター立会いによる立会検査、段階確認等を行う。

3) 検査員による検査

ア 完成検査

イ 出来高検査

ウ 中間検査

4) その他、本センター及び本センターが指定するものが必要とする検査

(3) 関係法令等に規定する検査

1) 建築基準法に規定する検査

2) その他、関係法令等に規定する届出、申請等に伴う各種検査

10. 経費の負担

材料及び工事の検査、ならびに施工に伴う測量、試掘等の調査、仮設設備（電気、電話、上水等）、諸手続きに必要な費用等、工事引き渡しまでに要する経費はすべて受注者の負担とする。

11. 環境配慮

受注者は、設計・施工に際して周辺環境に与える影響や負荷を可能な限り小さくし、環境保全に配慮する。

- (1) 騒音・振動の発生源については、低騒音・低振動型の機器設備の採用の他、騒音・振動の規制基準を満足するよう防音・防振対策を講じる。
- (2) 環境に負荷の少ない重機、資材、再生資材等の使用に努める。
- (3) 建設発生土や建設廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルに努める。
- (4) 工事で発生する建設廃棄物については、分別を徹底し、可能な限り再利用化・再資源化に努める。やむを得ず廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱等に基づいて適切に処分を行い、マニフェストを作成・保管するとともに、その写しを提出する。
- (5) 使用する工事用機械及び運搬車両については、原則として低騒音・低振動型及び排出ガス対策型建設機械とし、工事で発生する騒音・振動及び排出ガスの低減に努める。

なお、使用した工事用機械が低騒音・低振動型及び排出ガス対策型であることを証明するための写真管理等を行う。

(6) 工事時に濁水が発生する場合は、必要となる対策を行う。

(7) 工事期間中は、粉じん等の飛散防止を講じる。

第2節 現場代理人及び監理技術者等

受注者は、契約締結後速やかに現場代理人及び建設業法の規定に基づく主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を定め、その他主要な従事者又は作業者の経歴書及び職務分担表を添えて本センターに届け出る。監理技術者等は、本センターと緊密な連絡をとり、施設の施工に関するすべての事項を処理する。

第3節 設計責任者等の配置

受注者は、契約締結後速やかに照査技術者及び設計業務を統括する技術者（以下「設計責任者」という。）を定め、経歴書及び職務分担表を添えて本センターに届け出る。設計責任者は、本センターと緊密な連絡をとり、施設設計に関するすべての事項を処理する。

第4節 事前調査

受注者は設計・施工を行うにあたって、追加の測量及び地質調査等が必要な場合は、調査計画書を作成し、本センターの承諾を受ける。また、調査に必要な費用等は、受注者の負担とする。

第5節 設計・施工監理業務

本センターは、受注者が行う設計及び関連業務、建設工事等に対して、技術的な指導、監理を行うことを目的に設計・施工監理業務を委託する予定である。受注者は、設計及び関連業務、建設工事を行うにあたって、設計・施工監理業務の受託者に協力するとともに、本センターの指示に従うこととする。

第6節 工事費内訳書の作成

受注者は、実施設計のなかで工事費内訳書を作成する。これらの書式及び項目は、本センターの指示による。

なお、工事費内訳書は、準拠すべき各種積算基準・単価等を用いた積算とする。

第7節 試運転及び運転指導

1. 試運転

- (1) 本発注仕様書でいう試運転とは、本施設内に新たに設置又は移設する施設、設備、機器等の据付、配管工事、電気計装工事の完了後に行う無負荷運転から実負荷運転までとする。
- (2) 試運転は工事期間内に行う。
- (3) 受注者は、試運転の対象となる機器等について、試運転の期間、方法、確認事項等を記載した「試運転実施要領書」を作成し、本センターの承諾を受ける。
- (4) 試運転に係る費用は、受注者の負担とする。
- (5) 試運転は現場の状況等を勘案した上で、「試運転実施要領書」に基づき行う。
- (6) 受注者は、試運転期間中の「運転日誌」を作成し、本センターに提出する。
- (7) 試運転期間に行われる調整及び点検には、原則として本センターの立会いを要し、発見された補修箇所等については、その原因及び補修内容を本センターに書面にて報告する。なお、受注者は補修着手前に「補修実施要領書」を作成し、本センターの承諾を受ける。

2. 運転指導

- (1) 本施設は既に稼働していることから受注者は必要に応じて、本センター等に対して施設の運転指導を行う。
- (2) 運転指導が必要となる場合、受注者は、「運転指導計画書」を作成し、本センターの承諾を受ける。
- (3) 運転指導は、試運転期間内に行うことを原則とするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことにより効果が上がると判断される場合には、本センターと受注者の協議の上、教育指導を実施することができる。
- (4) 運転指導のための費用は、受注者の負担とする。

第8節 引き渡し

工事竣工後、本センターの完成検査を受け合格した後、施設を引き渡すものとする。なお、工事竣工とは、第1章第2節 6.事業範囲に記載する内容が完了した時点とする。

第9節 設計図書等不適合の場合

1. 基本事項

本施設の建設工事は、設計・施工一括発注方式を採用しているため、受注者は工事的

物が設計図書等に適合しない場合に加えて、自ら作成する実施設計成果物が設計図書等に適合しない場合の担保責任を負う。ただし、既存する施設の設計図書等において適合しない事象が認められた場合は、既存施設の設計者が担保責任を負うことになる。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に性能、機能等に関して疑義が生じた場合、本センターは受注者に対し契約不適合の改善を要求できる。ただし、天災などの不測の事故に起因する場合、一般的な経年劣化の範疇である場合及び運転管理の責任による不具合等はこの限りでない。

なお、ここで示す契約不適合責任とは、初期保証に対する責任のことを指し、当初条件の変動に起因するものは含まないものとする。

- (1) 提出済みの実施設計図書は、原則として変更は認めないものとする。ただし、本センターの指示及び本センターと受注者との協議等により変更する場合は、この限りではない。
- (2) 実施設計期間中、その内容が発注仕様書に適合しない箇所が発見された場合、又は本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、改善・変更を受注者の負担において行う。
- (3) 引き渡し後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、両者が合意した時期に契約不適合事象の確認のため、契約不適合検査を実施する。これに関する経費については、通常運転に係るものは本センターの負担とし、新たに必要となる分析等に係るものは受注者の負担とする。
- (4) 契約不適合検査の結果、受注者の責に起因し、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善・補修等を行う。

2. 実施設計図書の契約不適合責任

- (1) 実施設計図書に対する契約不適合責任期間は、実施設計図書の引き渡しを受けた日から2年間とする。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。この期間内に発生した実施設計図書の不適合については、発注仕様書及び実施設計図書等に記載された施設の性能及び機能、主要設備の耐用を満足するよう受注者の責任において改善・補修等を行う。
- (2) 実施設計完了後、実施設計図書中に発注仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、受注者の責任において実施設計図書に対する改善・変更を行う。
- (3) 実施設計図書に対して改善・変更を必要とする場合は、機能及び管理上の内容が下回らない限度において、本センターの指示又は承諾を得て変更することができる。ただし、この場合においては、請負金額の増減は行わない。

3. 工事目的物の契約不適合責任

工事目的物における契約不適合責任期間は、原則として施設引き渡し後2年間とする。ただし、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

4. 工事目的物の契約不適合判断基準

契約不適合についての基本的な考え方は、以下のとおりである。ただし、本工事は、既存被覆施設の移設工事であることから、以下の事象について、明確に本工事が原因と判断できない場合は、本センター、沖縄県公共関与管理型産業廃棄物最終処分場施設建設工事（以下、「建設工事」という。）関係者、施工監理者等と協議を行う。この協議の結果、受注者が実施した工事が原因となった場合は、受注者が契約不適合責任を負うこととする。

- (1) 施設の運転上支障のある事態が発生した場合
- (2) 受注者に起因する構造上、施工上の欠陥が発見された場合
- (3) 主要部材に亀裂、破損、脱落、曲がり、磨耗等が発生し、著しく機能が損われた場合
- (4) 性能に著しい低下が認められた場合
- (5) 主要設備の耐用が著しく短い場合

5. 契約不適合検査

受注者は、施設引き渡し1年後及び契約不適合責任期間の満了前（施設引き渡し2年後）に、契約不適合検査を実施する。また、本センターは、契約不適合責任期間内に施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、受注者に対し、契約不適合検査を行わせることができる。

受注者は検査実施後、速やかに検査結果報告書を本センターに提出する。検査の結果、契約不適合が認められた場合には、検査結果報告書にその原因について記載し、本工事が原因でないと想定される場合は、本センター、建設工事関係者、施工監理者等と協議を行う。この協議の結果、受注者が実施した工事が原因となった場合は、受注者が契約不適合責任を負うこととする。

なお、本工事が原因で契約不適合が発生した部分については、「改善・補修要領書」を本センターに提出し、本センターの承諾を受けた上で、受注者の責任において改善・補修等を行う。

第10節 提出図書

1. 設計着手前提出書類

受注者は、設計業務着手前に以下の書類を提出する。

- (1) 着手届（着工）
- (2) 設計及び工事工程表
- (3) 設計責任者、照査技術者通知書
- (4) 現場代理人、監理技術者等通知書

2. 業務計画書等

受注者は、本センターと協議した上で、契約締結後 14 日以内に実施設計業務の「業務計画書」を本センターに提出し、承諾を受ける。

(1) 業務計画書に記載すべき内容

- 1) 設計概要
- 2) 設計方針
- 3) 設計工程
- 4) 設計体制
- 5) 照査体制
- 6) 使用する主な図書及び法令
- 7) 適用する基準及び指針
- 8) 設計図書の内容（設計図書リストを含む）
- 9) 連絡体制
- 10) 電子データのファイル形式
- 11) その他本センターが指示するもの

3. 実施設計図書

受注者は、以下に示す実施設計図書を 3 部提出する。

- (1) 各種設計計算書
- (2) 各種検討書
- (3) 設計図面（工種別、A1 判及び A3 判）
- (4) 数量計算書
- (5) 工事費内訳書
- (6) 各種申請書・届出書・報告書
- (7) その他
 - 1) 打合せ議事録

- 2) 本センターが指示するもの

4. 工事着工前提出書類

- (1) 下請負人通知書
- (2) 工事カルテ（CORINS 受注登録）
- (3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書
- (4) 各官公署への届出書類
- (5) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し
- (6) 工事保険証の写し

5. 施工計画書

受注者は、工事の着手に先立ち、以下に示す総合施工計画書を作成し、本センターの承諾を受ける。また、工事毎の具体的な計画を定めた施工計画書を当該工事に先立ち作成し、本センターの承諾を受ける。

なお、施工計画書の記載内容に変更が生じた場合には「変更施工計画書」を提出する。

- (1) 工事体制表
- (2) 工程表
- (3) 施工要領
- (4) 検査計画
- (5) 使用材料、規格、仕様について記載した資料
- (6) 使用材料の品質管理等について記載した資料
- (7) 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法
- (8) 緊急時連絡体制
- (9) 安全管理
- (10) その他必要事項

6. 工事提出図書

受注者は、実施設計図書に基づき工事を行う。施工に際しては、事前に承諾申請図書等を提出の上、本センターの承諾を得てから工事を着工する。工事における提出図書は、以下を各3部提出する。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 各工事施工図
- (3) 各種工事施工計画書
- (4) 検査計画書、検査願
- (5) 協議書

- (6) 試験成績報告書
- (7) 下請負人通知書、施工体制台帳の写し及び施工体系図
- (8) 工事週報、工事日報
- (9) 打合せ記録簿
- (10) 試運転実施要領書
- (11) 運転指導計画書
- (12) 各種計算書、検討書
- (13) 工事履行報告(毎月末) (実施工程表及び翌月予定工程表、月末工事状況写真添付)
- (14) 各官公署検査済証、成績表、合格証
- (15) その他必要な図書

7. 竣工図書等

受注者は、工事完了後に、以下の図書を各 3 部提出する。

- (1) 工事完成通知書
- (2) 竣工図（工種別 A1 判、A3 判）
- (3) 工事写真（施工・完成）
- (4) 実施工程表
- (5) 品質管理記録
- (6) 出来形管理記録
- (7) 材料検収簿
- (8) 実績数量計算書
- (9) 最終工事内訳書
- (10) 打合せ議事録
- (11) 社内検査報告書
- (12) 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書
- (13) 産業廃棄物管理票（A 票、B2 票、D 票、E 票）の写し
- (14) 取扱説明書
- (15) 試運転報告書
- (16) 検査及び試験成績書
- (17) 各保証書
- (18) 電子データ
- (19) その他本センターが指示するもの

竣工図書の詳細については、本センターと協議する。

8. 工事写真

工事写真は、工事名、撮影対象物、撮影場所等の説明事項を記入の上、提出する。撮影箇所、撮影頻度等は、原則として下記によるが、あらかじめ施工計画書に明記の上、本センターの承諾を受けた上で、これに基づき記録する。

(1) 着工時

ドローン等を利用して、着工前の工事区域全体を空中撮影する。

(2) 工事中

工事主要箇所及び隠蔽される箇所を工事工程に従い撮影する。また、工事の進捗がわかるよう定期的に工事区域全体を空中撮影する。

(3) 事故発生時

事故の状況が把握できるよう詳細に撮影する。

(4) 竣工時

施設等の外観及び内部の全体が把握できるよう撮影を行う。また着工時の写真と同一方向から空中撮影し、着工時と比較できるようにする。

第11節 設計に関する事項

本施設の設計を進めるにあたっては、以下が達成できるよう配慮する。

(1) 関係法令等に準拠した施設とする。

(2) 工事費及び維持管理費の縮減を図る。

(3) 本施設における廃棄物受入停止期間の開始時期については、本センターの指示に従い、廃棄物受入停止期間は令和5年11月30日までとする。また、廃棄物受入停止期間をできるだけ短縮できるよう努める。ただし、設計の段階で廃棄物受入停止期間が令和5年11月30日を超過すると思われる場合は、本センターと協議を行う。

(4) 安定的でかつ安全な運営・維持管理ができる施設とする。

(5) 想定される地震、台風、豪雨、落雷、強風等に対して、安全な施設とする。

(6) 使用する材料及び機器は、省エネルギーに配慮するとともに耐久性、耐食性を考慮する。

(7) 現施設は、被覆施設を第1→第2→第3→第4埋立地の順で移設することを想定して設計されている。その後、被覆施設の移設の順番を第1→第3→第4→第2埋立地に変更した。したがって、本設計では、移設の順序が変更になったことを踏まえ、埋立が最後となる第2埋立地への被覆施設移設までを考慮する。

(8) 被覆施設移設工事着工前に建築確認申請の許可を得る。

第12節 施工に関する事項

1. 許認可申請

公害防止関連法など工事内容により関係官公署への認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、受注者がその必要図書の作成及び手続きを行う。

また、建築確認申請時に指示のあった検査を受検し、工事竣工前に検査済書を取得する。なお、設計の段階で第3埋立地への被覆施設移設工事完了前に廃棄物の受入を開始することになった場合は、関係機関等と協議し必要となる図書の作成及び手続き等を行い、これにかかる経費は、受注者の負担とする。

2. 施工

(1) 仮設工事等

- 1) 工事着手に先立ち、仮設工事計画書を作成し、本センターの承諾を受ける。
- 2) 工事に必要な仮設道路、仮設電気、仮設用水、仮設電話、現場事務所、作業員詰所、機材置場、駐車場等については、受注者の責任で確保することを基本とする。ただし、本施設のユーティリティー等を使用したい場合は、本センターと協議の上、計画書を作成し、本センターの承諾を受ける。
- 3) 受注者は、工事中公衆に迷惑を及ぼす行為（騒音・振動や大気汚染等、地元住民との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講じる。
- 4) 受注者は、工事中周辺環境に悪影響を与えないよう被覆施設移設前に第1埋立地から発生する臭気、粉塵等の対策を行う。
- 5) 受注者は、本施設で廃棄物を受け入れている期間中は、廃棄物を搬入する車両の動線を確認する。
- 6) 受注者は、本施設の運営に支障のない範囲で本工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐために、工事用地の周囲に仮囲いを設置する。
- 7) 工事中、特に危険と思われる箇所には防護柵を設ける。
- 8) 廃棄物搬入車両または工事車両の走行台数が多く、一般車両と工事車両との調整が必要となる場合は、交通誘導員を配置する。
- 9) 受注者は、現場事務所を設置し、現場代理人が常駐する。
- 10) 工事中、休工、中断、中止を行う場合は、危険個所の養生、立入禁止措置等、必要となる安全対策を行う。
- 11) 工事開始前に本センター、受注者、工事監理者立会いの上、既存施設の状況確認を行う。状況確認の結果、不具合が認められた場合は、確認を行った3者協議の上、その対応を決定する。
- 12) 本工事で使用するクレーン及び高所作業車については、現場の施工状況等を考慮し、

効率的な運用ができる計画とする。また、使用するクレーン及び高所作業車の仕様、搬入台数等を示した計画書を作成し、本センターの承諾を受ける。なお、この計画書にはクレーン及び高所作業車の現場への運搬計画も記載する。

13) 本工事では使用できる敷地が限られていることから、敷鉄板については転用等を行い、現場に搬入する枚数を必要最小限するよう努める。また、本工事で使用する敷鉄板の配置、転用等を記載した計画書を作成し、本センターの承諾を受ける。

14) 建築確認申請の確認済証交付後、すみやかに被覆施設移設工事が開始できるよう準備する。

(2) 安全衛生管理

1) 受注者は、施工中の安全衛生管理に十分配慮し、危険防止対策を講じるとともに、法令等に基づき作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害が発生しないように努める。

2) 受注者は、工事車両等の出入りについて、周辺の一般道路に迷惑とならないよう本施設周辺の交通量、交通規制等に十分配慮し、機械・資材等の搬入・搬出口を検討する。

3) 受注者は、夏場の熱中症対策を行う。

(3) 復旧

受注者は、本施設内の設備及び構造物、一般道路等の損傷防止や汚染防止に努める。万が一、損傷や汚染が生じた場合は、直ちにその旨を本センターに報告するとともに、受注者の負担と責任において速やかに復旧する。

(4) 工事用地等の使用

本工事の作業ヤードは、原則として本施設内の用地を使用する。

(5) 工事排水

工事排水については、適切な処理を行う。

(6) 保険への加入

受注者は、施工に際して、土木工事保険、建設工事保険、火災保険又は組立保険等の対物（工事目的物）、対人（労働者・第三者）保険に加入する。保険の加入期間は、契約工期+14日とする。

(7) 工事打合せ

本工事に係る定期的な担当者会議として、原則毎月1回の月例会議と週例会議を行う。これらの打合せ日時は、本センターと受注者が協議の上決定する。

(8) 準備工

受注者は、工事着手前に仮水準点、用地幅杭の設置等、必要な測量・調査を行い、現況地形の確認を行う。測量にかかる費用は、受注者の負担とする。

(9) 既存施設及び設備等への不具合対応

受注者は、本工事中に被覆施設等の本センターが所有する既存の施設及び設備等に対し

て、破損等の不具合を与えた場合は、直ちにその旨を本センターに報告する。報告後、発生した不具合等に対する補修計画を作成し、本センターに承諾を得た後、補修工事を開始する。なお、補修等にかかる費用は受注者の負担とする。また、受注者が与えた既存施設等への不具合の影響により予定していた廃棄物受入停止期間が延びた場合、受注者は本センターに対して、延長となった期間の営業補償を行う。

ただし、発生した不具合の原因が建設工事に起因していると思われる場合は、その旨、本センターに報告し、その取り扱いについて、本センター、建設工事関係者、工事監理者等と協議を行う。この協議の結果、受注者が実施した工事が原因となった場合は、受注者の責任において、不具合の是正を行う。

(10) 工事工程の管理

設計で設定した廃棄物受入停止期間を厳守できるよう工程管理を行う。仮に予定工程に遅れが発生した場合は、作業員の増員、作業時間の見直し等の対策を検討、実施する。

3. 特許権等

本工事の遂行にあたって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、設計・施工方法等を使用した結果生じる責任は、受注者が負うものとする。

4. 各種試験等

本工事において、各種法律や基準等により必要となる試験については本センターと協議の上、受注者において行う。なお、これらに必要な経費は、受注者の負担とする。

第13節 予備品、消耗品及び工具等

受注者は、本工事で新たに設置した機器等の予備品、消耗品、標準工具等を納入するものとし、実施設計において納入品リストを作成し、本センターに提出する。納入にあたっては、事前に本センターの承諾を受ける。

1. 予備品

本施設引き渡し後、2年間に必要とする数量以上を納入する。

2. 消耗品

本施設引き渡し後、2年間に必要とする数量以上を納入する。

3. 標準工具類

本施設を運営・維持管理するにあたって、必要となる工具類を納入する。

第14節 各種工事

以下に示す工事の設計を行い、これに基づき工事を行う。

1. 準備工事

本工事を開始するにあたって必要となる準備工事を行う。

(1) アスファルト舗装撤去工事

1) 設計

ア 被覆施設移設工事の準備工として、既存のアスファルト舗装を撤去し、第1埋立地の基礎 F1、第1埋立地及び第3埋立地の基礎 F2、第3埋立地の基礎 F1 を露出させる。

イ 本工事を行うにあたって、支障となる既存アスファルト舗装は撤去する。

2) 施工

ア アスファルト舗装を撤去するにあたっては、撤去範囲を現地に位置出しをして、本センターの承諾を得る。

イ アスファルト舗装を撤去した箇所へ、一般車両が進入しないよう防止柵等を設置する。

ウ 工事中、廃棄物の受入れや施設の運営・維持管理等に支障を与えないようにする。

エ 撤去した材料については、できるだけ有効利用に努める。やむを得ず廃棄する場合は、法令等に従って適正に処理する。

(2) その他準備工事

1) 設計

ア 本工事を行うにあたって、必要となる準備工事を行う。

イ 設計を行うにあたっては、現場の状況を調査するとともに、本施設建設時の工事関係書類等の既存資料を確認する。

ウ 準備工事を行うにあたって、既存設備等が支障になる場合は、必要となる処置を行う。

2) 施工

ア 本工事を行うにあたって、既存の施設、構造物、機器、設備、盤等を破損や傷つける等のおそれがある場合は、必要となる養生を行う。

イ 工事着工前に、移設するすべての施設、設備、機器、盤等の清掃を行い、堆積している粉塵等を除去する。また、清掃後、錆が発生している場合は、錆を除去する。

2. 被覆施設移設工事

第1埋立地に設置されている被覆施設を第3埋立地へ移設する。なお、被覆施設の設計及び施工を行うにあたっては、既存の被覆施設の構造及び埋立地の支持力に留意して安全性を確認する。

(1) 準備・仮設工事

1) 設計

ア 被覆施設を第1埋立地から第3埋立地へ移設するにあたって、必要となる準備工事及び仮設工事を行う。

イ 第1埋立地柱周りの根巻きコンクリートの研り等を行い、アンカーに固定されている柱を移設するための準備を行う。

ウ 第3埋立地の露出している被覆施設のアンカーの養生工を撤去する。

エ 第3埋立地に設置されている転落防止柵で、被覆施設移設に伴い不要となるものは撤去し、撤去した基礎部の穴を処理する。

オ 被覆施設を移設するにあたって、被覆施設が変形しないよう十分な補強を行う。

カ 被覆施設を移設するにあたって、必要となる足場工を設置する。

キ 埋立が完了した第1埋立地は、廃棄物の上に厚み50cm程度の最終覆土（ズリ）が施工済みであるため、第1埋立地の埋立面が貯留構造物の天端と同じ高さになるようズリ等で追加の盛土を行う。なお、盛土に使用する土砂等は、被覆施設移設工事で使用するクレーン及び高所作業車等の工事車両が第1埋立地上部を走行できる強度を有する材料とする。

ク 第1埋立地面を走行する高所作業車、または第1埋立地面に設置するクレーン等のトラフィカビリティを確保する。

ケ 第1埋立地のズリ盛土完了後、必要に応じて敷鉄板敷設等を行い、必要となる支持力を確保する。

コ 第1埋立地被覆施設の移設を開始する前に、被覆施設移設後から仮設キャッピング工事開始までの間、第1埋立地から発生する浸出水の発生量削減対策を行う。

サ 上記の浸出水発生量削減対策として、第1埋立地の雨水を集水する場合の排水先は第1埋立地の南北にある既設可変側溝とする。

2) 施工

ア 準備・仮設工事施工計画書を作成し、本センターの承諾を得る。

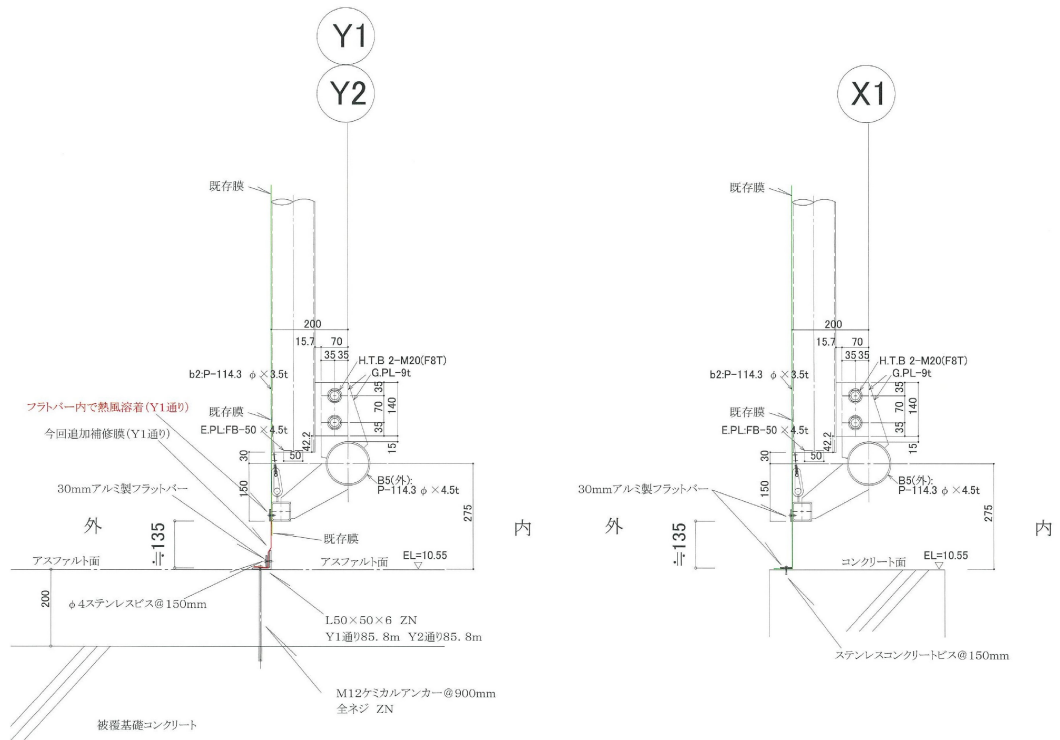
イ 転落防止柵を撤去した箇所は、必要に応じて仮設の転落防止設備を設ける。

ウ 被覆施設移設先の埋立地のアンカー養生工を撤去した後、アンカーに不具合等が発見された場合は、本センターと協議の上、必要となる対策を実施する。これにかかる費用の負担については、本センターと協議する。

エ 被覆施設移設工事の施工計画を作成するにあたっては、本施設の運営・維持管理を

担当している会社と十分な打合せを行う。

オ 以下に示す被覆施設膜端部をコンクリート及びアスファルト舗装へ固定しているフラットバーを撤去し、被覆施設移設完了後、再設置する。再設置するにあたって、フラットバーは原則、再利用とするが、破損が著しい場合は新しい材料に交換する。



カ 第3埋立地に被覆施設を移設するにあたって、必要となる浸出水集排水施設（管及びフィルター砕石）の撤去を行う。また、浸出水集排水管上を工事車両等が走行する場合は、管の集排水機能に不具合が発生しないよう養生を行う。撤去した材料は、現況復旧する。

キ 本センターが別途発注を予定している第3埋立地遮水シート保護マット敷設工事受注業者と協議等を行い、必要に応じて浸出水集排水施設（管及びフィルター砕石）の撤去時期を調整する。

ク 貯留構造物天端までの盛土工事については、クレーン設置等に必要となる支持力が確保できるよう適正な品質管理を行う。また、盛土工事施工計画書を作成し、センターの承諾を受ける。

ケ 盛土工事完了後、平板載荷試験等を行いクレーン等設置に必要となる支持力が確保できていることを確認する。

コ 被覆施設移設中、第1埋立地の地表面の状態が適正に保たれるよう盛土材の追加等の維持管理を行う。

(2) 被覆施設移設工事

1) 設計

- ア 第1埋立地の被覆施設を第3埋立地へ移設する。
- イ 被覆施設移設期間を短縮するため、第1埋立地の被覆施設を換気設備や照明設備等と一体で移設することを検討する。
- ウ 第1埋立地の北側壁面にあるキャットウォークを第3埋立地の南側に移設する。また、第1埋立地の南側にある天井へ登るためのキャットウォークは、第3埋立地北側に移設する。ただし、施設の維持管理に支障がなく、本センターからの承諾が得られれば、キャットウォーク等を変更することは可能とする。なお、この変更に伴い追加費用が必要となる場合は、受注者の負担とする。
- エ キャットウォークの移設に合わせて、埋立地からの昇降タラップを移設する。
- オ 第3埋立地に設置済みのアンカーへの柱の固定は、新しいハイテンションボルト、プレート、ナット、ワッシャー等を使用する。
- カ 第3埋立地被覆施設の柱には、第1埋立地と同様の根巻きコンクリートを施工する。
- キ 第3埋立地へ被覆施設を移設するにあたっては、被覆施設入口及びシャッター、マンドア等の位置に配慮する。
- ク 被覆施設移設後、第3埋立地の設置済みのアンカーと柱の穴が合わない場合の対応を検討する。なお、本対応に必要となる費用の負担については、本センターと協議の上、決定する。
- ケ 場内道路転落防止柵の移設を行う。
- コ 被覆施設移設時に必要となる治具等は、次期移設工事にも使用できるよう配慮する。

2) 施工

- ア 被覆施設移設工事施工計画書を作成し、本センターの承諾を得る。なお、この施工計画書は、散水設備移設工事、建築機械設備・消火設備移設工事、電気設備移設工事、その他工事の施工計画についても記載する。
- イ 第1埋立地の埋立完了面上を高所作業車等が走行する場合は、十分なトラフィカビリティが確保できていることを確認する。
- ウ 工事時、必要となる風雨対策を行う。
- エ 廃棄物を埋め立てていない埋立地の底面部にクレーン等を設置する場合や工事車両等が走行する場合は、敷鉄板等で遮水工を養生するとともに遮水工にかかる荷重をできる限り小さくする。また、工事で使用した埋立地については、工事完了後、遮水シート損傷位置検知システムで遮水シートに破損等の不具合がないことを確認する。
- オ 被覆施設を第3埋立地へ移設し、既設アンカーへの柱固定が完了した後、本センター立会いの上、確認検査を行う。

カ 移設工事中に被覆施設の方法に不具合が発生した場合は、その原因及び是正方法を記載した計画書を作成し、本センターへ報告する。是正にかかる費用については、本センターと受注者の協議により決定する。

(3) 散水設備移設工事

1) 設計

ア 第1埋立地に設置されている散水設備（散水ノズル、散水配管、移動散水車方式スプレーガン等）を第3埋立地へ移設する。

イ 散水設備の移設にあたっては、第1埋立地と第3埋立地の点検歩廊の構造が、南北反対になることを考慮する。

ウ 布設済み配管等との取り合いのため、既存の配管等が利用できない場合は、新たな管等を布設する。

エ 新たに布設する配管は、分解、取り外しが可能なよう適所にフランジ、ユニオン等の継手を設ける。

オ 第1埋立地本設キャッピング工事で布設する散水管に配慮する。

2) 施工

ア 移設工事着工前に、第1埋立地に設置されている散水ノズル、散水配管等の清掃を行う。

イ 工事中に既存の管等の材料が破損した場合は、新しい材料に交換する。これにかかる費用は受注者の負担とする。

ウ 散水設備移設完了後、本センター立会いの上、散水設備の動作確認を行う。

エ 第1埋立地本設キャッピング工事で布設する散水管との接続する箇所は、必要となる養生を行う。

(4) 建築機械設備・消火設備移設工事

1) 設計

ア 第1埋立地に設置されている換気設備等の建築機械設備を第3埋立地へ移設する。

イ 第1埋立地に設置されている消火栓、作動式分布型感知器等の消火設備を第3埋立地へ移設する。

ウ 第1埋立地被覆施設の南北に設置されている換気用配管φ300VU（10ヶ所）のフランジ及びそれより上部を第3埋立地へ移設する。廃棄物中に埋まったφ300VUは、キャッピング面から出ないように切断し、管中に異物が入らないよう端部処理を行う。

エ 第1埋立地に設置されたφ300VUを解体し、第3埋立地に設置する。なお、第1埋立地から移設したフランジより下のφ300VUは新たな材料を購入して施工する。ただし、第3埋立地の場内道路横断部のφ300は施工済みであるため、これに合わせて新たな材料を設置する。

オ 建築機械設備・消火設備の移設にあたっては、第1埋立地と第3埋立地の点検歩廊の構造が、南北反対になることを考慮する。

カ 布設済み配管等との取り合いのため、既存の配管等が利用できない場合は、新たな管等を布設する。

キ 新たに布設する配管は、分解、取り外しが可能なよう適所にフランジ、ユニオン等の継手を設ける。

2) 施工

ア 移設工事着工前に、第1埋立地に設置されている建築機械設備及び消火設備の清掃を行う。

イ 高所作業を行う場合は、作業員の安全対策に配慮する。

ウ 工事中に既存の材料等が破損した場合は、新しい材料に交換する。これにかかる費用は受注者の負担とする。

エ 建築機械設備移設完了後、本センター立会いの上、建築機械設備の動作確認を行う。

オ 消火設備移設完了後、本センター立会いの上、消火設備の動作確認を行う。

(5) 電気設備移設工事

1) 設計

ア 第1埋立地に設置されている照明、コンセント、誘導灯等の電気設備を第3埋立地へ移設する。

イ 第1埋立地に設置されている被覆施設電灯分電盤(L-2)、浸出水集水設備制御盤(LP-6)、散水設備制御盤(LP-7)、給気ファン設備制御盤(LP-8)、排気ファン設備制御盤(LP-9)、接地端子盤等を第3埋立地に移設する。

ウ 第1埋立地に設置されているITV3を第3埋立地へ移設する。

エ 電気配線については、必要に応じて布設をやり替える。また、電気設備移設工事を行うにあたって、埋設配管が不足する場合は、本センターと協議を行う。

2) 施工

ア 移設工事着工前に、第1埋立地に設置されている電気設備の清掃を行う。

イ 高所作業を行う場合は、作業員の安全対策に配慮する。

ウ 工事中に既存の材料等が破損した場合は、新しい材料に交換する。これにかかる費用は受注者の負担とする。

エ 電気設備移設完了後、本センター立会いの上、電気設備の動作確認を行う。また、照明設備については、設計照度が確保されていることを確認する。

(6) その他工事

前述した(1)～(5)の工事以外に被覆施設を移設するにあたって必要となる工事がある場合は、本工事において設計及び施工を行う。

3. 第1埋立地仮設キャッピング工事

(1) 準備・仮設工事

1) 設計

ア 仮設キャッピング材敷設前に、被覆施設移設工事の準備・仮設工事の盛土に使用した材料で、第1埋立地の埋立面が貯留構造物天端以上になるよう盛土を行う。なお、盛土面には1%以上の雨水排水勾配を設ける。

2) 施工

ア 第1埋立地の被覆施設の移設完了後、すみやかに仮設キャッピング工事を開始できるよう準備する。

イ 仮設キャッピング工事施工時に第1埋立地から発生する浸出水発生量を最小限にする。

(2) 第1埋立地仮設キャッピング工事

1) 設計

ア 第1埋立地の被覆施設撤去完了後から、本工事完了後に発注となる本設キャッピング工事の施工開始までの浸出水の発生を防止するため、第1埋立地上面に仮設キャッピングを行う。

イ 仮設キャッピング材は、紫外線に強く5年暴露状態後、80%程度の強度を有する材料とする。

ウ 仮設キャッピング材の選定等を行うにあたっては、埋立廃棄物が沈下する可能性があることに配慮する。

エ 必要に応じて、仮設キャッピング材の固定工を設ける。

オ 本設キャッピング工事に配慮した設計とする。

カ 既設の堅型ガス抜き管（2ヶ所）及び側壁ガス抜き管（5ヶ所）から発生するガスを大気解放できるようにする。

キ 仮設キャッピングの上部は、第1埋立地に降った雨を集排水できる構造とする。集水した雨水は自然流下で既設の可変側溝へ排水する。

ク 第1埋立地北側半分の雨水の放流先は、北側の可変側溝400型とし、第1埋立地南側半分の雨水の放流先は、南側の可変側溝500型とする。

2) 施工

ア 仮設キャッピングに使用する材料は、試験成績書等を添付の上、材料承諾願を提出し、本センターの承諾を受ける。また、必要に応じて、本センター立会いの上、材料試験を行う。

イ 仮設キャッピング材敷設前に下地となる盛土面の整形を行う。

ウ 品質管理方法等を記載した施工計画書を提出し、本センターの承諾を受ける。

エ 仮設キャッピング材の現場での施工手間が少なくなるよう、仮設キャッピング材は

幅広で搬入する。

オ 施工時は、風雨等による悪影響がないよう養生等を行う。

カ 仮設キャッピング工事における試験等にかかる費用は、受注者の負担とする。

4. アスファルト舗装復旧工事

1) 設計

ア 第1埋立地、第3埋立地の被覆施設基礎周辺の撤去したアスファルト舗装の復旧を行う。

イ 本工事施工のため、一時的に取り外した設備、機器等については、撤去前の状態に復旧する。

2) 施工

ア 撤去したアスファルト舗装の復旧を行うにあたっては、既存舗装との擦り付けに配慮する。

イ アスファルト舗装施工前に本施設への廃棄物の受入れを開始する場合は、アスファルト舗装の施工範囲へ、一般車両が進入しないよう防止柵等を設置する。

5. その他必要となる工事

(1) 浸出水集水ピット切替工事

1) 設計

ア 現状、第3埋立地に降った雨は浸出水集水ピットに集められ、雨水排水ポンプ（1台）により雨水として排水されている。そのため、保管されている浸出水集水ポンプ1台（水中汚水汚物ポンプ(着脱型)、ケーシング FC200、インペラ SCS13、φ50mm×0.046m³/分×13.0m×0.75kW、Az付き）を浸出水集水ピットに設置し、埋立開始後発生する浸出水を2台のポンプによる交互運転で浸出水処理施設へ送水できるようにする。

イ 浸出水集水設備制御盤（LP-6）移設後に、第1埋立地の浸出水集水ポンプの制御復旧を行う。

2) 施工

ア 浸出水集水ピットからの送水先の切替えは本センターが行う。この切替えは第3埋立地への廃棄物の受入れを開始する直前に行うため、それまでは受注者が第3埋立地に降った雨の水替えを行う。

イ 浸出水集水ピット切替工事完了後、本センター立会いの上、第1埋立地及び第3埋立地の浸出水集水ピットのポンプ等の動作確認を行う。

(2) その他必要となる工事

前述した1～4の工事以外に本工事を行うにあたって必要となる工事の設計及び施工を

行う。